



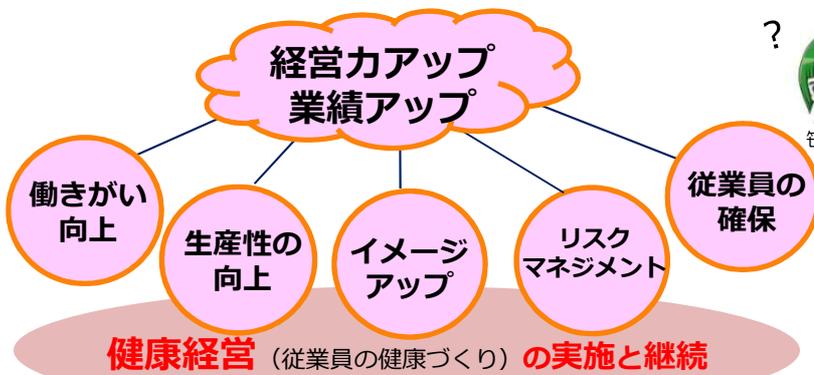
新潟市健康経営認定制度

令和元年度 募集に関するお知らせ

新潟市では、働き盛り世代の健康づくりを進めるため、平成30年7月に「新潟市健康経営認定制度」を創設し、企業等における「健康経営」を推進しています。今年度も健康経営に取り組む事業所を認定するほか、健康づくりに関する情報を提供するなど、各企業の健康経営の取組を支援していきます。

「健康経営」とは
従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。
「健康経営®」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

健康経営のメリットは??



従業員一人ひとりの健康増進とともに、従業員のモチベーション向上等による生産性の向上や、企業のイメージアップを通じた人材の確保など、経営面において業績向上につながることを期待されます。

健康経営って何をするの??

各事業所ごとに抱えている「健康課題」に応じた「取組」を行うことがポイントです!!

【健康経営の取組例】

- <課題>
- 健康診断で「肥満」と判定された従業員が多い
 - 運動習慣のない従業員が多い



<取組>

- 事業所内に体重計を置いた。
- 社員食堂のメニューに野菜を多く使ったメニューを加えた。
- エレベーターを使わずに、階段を使うよう啓発した。
- 「新潟市ウオーキングチャレンジ」に参加した。

「新潟市健康経営事例集」において、事業所の具体的な取組を紹介しています。



健康経営認定制度の概要

健康経営に取り組む事業所を「新潟市健康経営認定事業所」として認定し、その取組を支援します。

クラス	取組内容
ブロンズ	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
シルバー	ブロンズクラスの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
ゴールド	シルバークラスの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組に繋げているもの

認定期間は、認定された翌年度の4月1日から3年間です。ただし、認定期間中にクラスアップを目指し再応募することも可能です。

応募対象の事業所

- 市内事業所（市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び各種団体であること。NPO法人、公益法人等を含む。）
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。
- 経営者の他に従業員が1名以上いること。

認定の手続き

①「健康経営」の表明

- 経営者が「健康経営」に取り組むことを表明します（健康経営宣言等）。

②にいがたヘルスパートナーに登録

- にいがたヘルスパートナー**とは新潟市民の健康づくりや「健康経営」等の推進及び健康関連産業の活性化に向け企業・団体と新潟市が連携するネットワークを形成するもの。
(詳細は<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/hokenkenko/herusupa-tona-.html>)

③ 認定申請

- 応募用紙に記入し提出します。

④ 認定審査

- 必要に応じて、電話・訪問等で確認、追加資料の提出をお願いすることがあります。

⑤ 認定

- 認定証が交付されます。認定の期間は認定された翌年度の4月1日から3年間です。認定期間中にクラスアップを目指し再応募することも可能です。

認定のメリット

- ◎新潟市健康経営認定ロゴマークをホームページ、広報、名刺等で使用できる
 - ◎新潟市ホームページ等を通じて、認定事業所を紹介
 - ◎認定事業所の中から特に優秀な事業所を表彰
 - ◎新潟市より健康づくりに関する情報提供
 - ◎従業員の健康づくりに関する健康講座の講師派遣が利用できる
 - ◎体組成計等の健康関連機器の貸出を利用できる
 - ◎新潟市の各所属が実施するプロポーザル方式による業者選定を行う際に加点し優遇する
 - ◎新潟市建設工事入札参加資格審査申請の格付において、総合評点の主観点を加点する
- ★今後も、認定のメリットの追加を検討していきます。

応募方法

【提出書類】

提出先への郵送または持参のいずれかの方法で提出してください。

- ・応募用紙：新潟市ホームページからダウンロードしてください

(<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/hokenkenko/ninnteiseido.html>)

- ・添付書類（健康経営に取り組むことを明文化していることがわかるもの）

【応募期間】

令和元年7月8日（月）～10月18日（金）

【提出先・お問合せ先】

〒950-0941

新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号（総合保健医療センター2階）

新潟市保健衛生部 保健衛生総務課 健康政策室

電話:025-212-8154 FAX:025-246-5672



詳しくは新潟市ホームページでご確認ください → → →

新潟市健康経営認定制度

検索